

チャイルド社 幼児教室 入会規約

第1条（入会資格）

- 1 園で開講する課外教室については、株式会社チャイルド社（以下「チャイルド社」といいます。）との間で課外教室を開設することに合意した保育園・幼稚園・こども園に在園している園児に限り、入会を認めます。
- 2 園とは関係なくチャイルド社で運営している教室については、前項とは異なり、在園の有無を問いません。

第2条（入会手続）

- 1 前条に定める入会資格者について、チャイルド社幼児教室事務局（以下「事務局」といいます。）が別途指定するインターネットでの入会申込をされた時点をもって、会員となります。ただし、定員等にてご入会をいただけない場合は、その旨を連絡いたします。

第3条（入会拒絶）

- 1 以下の各号に該当する場合、入会を認めないことがあります。
 - (1)入会申込に虚偽の記載があった場合
 - (2)本入会規約に保護者が同意しない場合
 - (3)その他前各号に準ずる場合や体験レッスン参加時において、チャイルド社幼児教室及び事務局が入会を適当でないと判断した場合

第4条（月謝等）

- 1 月謝、年間教材費は、受講するレッスンに応じ、別途事務局が定めるものとします。
- 2 年間教材費については、理由の如何を問わず、返金いたしません。

第5条（月謝等の支払方法）

- 1 前条に定める月謝等課外教室・自社教室に必要な金員については、指定された支払い方法（クレジットカード決済又は銀行口座振替手続き）にてお支払いください。ただし、手続が未了の間に限り、コンビニエンスストア払込用紙を利用しお支払いください。
- 2 コンビニエンスストア払込用紙を再発行する場合に限り、再発行事務手数料 550 円（税込）を請求いたします。

第6条（欠席）

- 1 レッスンに欠席する場合は、当該レッスンを担当する講師まで事前に連絡してください。
- 2 欠席時の振替レッスンはございません。レッスンで使用したテキスト等は、次回出席時に講師より配布いたします。
- 3 体調不良にて園をお休みの場合は、（後に回復した場合も念の為）欠席してください。
- 4 欠席したレッスン分の月謝は、返金対象外といたします。

第7条（休会）

- 1 休会する場合は、休会月の前月 10 日までに事務局まで連絡してください。
（6 月を休会の場合は、5 月 10 日まで）
- 2 休会期間中、レッスンで使用したテキスト等は、再開後に講師より配布いたします。
- 3 休会期間は最長 3 か月とし、これを超えた場合、退会とさせていただきます。
- 4 休会期間中、月謝の支払いは不要です。ただし、事前に連絡のない休みは欠席扱いといたします。

第8条（退会）

- 1 退会する場合は、退会月の前月 10 日までに事務局まで連絡してください。
（6 月より退会（5 月末で退会）の場合は、5 月 10 日まで）
- 2 以下の各号に該当する場合、自動的に退会とします。
 - (1)3 か月以上月謝の支払いが滞った場合
 - (2)休会期間が 3 か月を超えた場合
 - (3)課外教室を開講している園を退園又は転園した場合
 - (4)レッスン開講中にレッスンの妨げとなる行動をし、これが改善されない場合
 - (5)保護者がチャイルド社幼児教室の教育・指導方針に異を唱える場合

- (6)チャイルド社幼児教室及び事務局が、入会の継続が適当でないと判断した場合
- (7)その他、本規約に違反した場合

第9条（休講）

- 1 日程決定後、休講となった場合は、原則振替レッスンを行います。ただし、振替レッスンが行えない場合は、当該レッスン分の金額から返金事務手数料を差し引き返金いたします。
- 2 振替レッスン日を設定した場合は、受講生の出欠席を問わず返金対象外といたします。
- 3 学級閉鎖のクラスに在籍するお子様は、レッスンに参加できません。レッスンを行っている場合は、欠席扱いとなり返金対象外といたします。

第10条（返金）

- 1 休講にて返金が発生する場合、回数割をした金額（1円単位切捨て）から返金事務手数料1,100円（消費税込）を差し引いた金額を返金いたします。
- 2 返金時期は、年度終わりの最終レッスン終了後もしくは退会後といたします。

第11条（住所・連絡先の変更）

- 1 住所、連絡先などが変更になる場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

第12条（損害賠償）

- 1 レッスン開講中に、講師又はチャイルド社幼児教室の責めに帰すべき事由により受講生が損害を被った場合、チャイルド社及び講師が連帯して損害賠償責任を負うものとします。ただし、レッスン開講時間外で発生した損害については、チャイルド社及び講師は一切の責任を負いません。
- 2 レッスン開講中に、講師又はチャイルド社幼児教室の責によらずして、受講生が園の施設や設備を汚損、損壊するなどして園に損害を加えた場合、園に対して直接損害賠償の責任を負うことになります。

第13条（個人情報の保護）

- 1 チャイルド社幼児教室及びその運営会社であるチャイルド社が取得し、保有する個人情報の利用目的は以下のとおりといたします。個人情報は、この目的の範囲内でのみ利用し、法令に基づく場合などの例外的な場合を除き、原則として第三者に対し開示、提供等いたしません。
 - (1)チャイルド社幼児教室及びチャイルド社からの各種連絡、サービスの提供・アンケート調査又は景品の送付
 - (2)チャイルド社幼児教室及びチャイルド社からの代金の回収、サービス提供条件の変更・停止・中止・契約解除の通知、その他情報提供のための通知の送付

第14条（教室の撮影）

- 1 教育内容の改善等の目的で、レッスンの状況撮影等を行い、記録化することがあります。この目的で撮影された記録はチャイルド社幼児教室及びチャイルド社内でのみ利用し、法令に基づく場合等例外的な場合を除き、原則として第三者には開示、提供等いたしません。
- 2 チャイルド社幼児教室及びチャイルド社の宣伝等の目的で、レッスンの状況を撮影等する場合には、事前に個別同意を取得します。同意を得られなかった受講生については、撮影及び公開をいたしません。

第15条（規約の変更等）

- 1 本規約の内容は、予告なく変更することがあります。
- 2 本規約に記載のない事項について、予告なく特例を策定することがあります。